

2012年1月

『 え ん 熟 君 』
一時払新個人年金保険（円建）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-975-611

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)
携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています「契約概要」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を説明しています「注意喚起情報」を記載した「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「ご契約のしおり・約款」には、商品の詳細、クーリング・オフ（お申込の撤回等）、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、AIGエジソン生命の生命保険募集人（担当者）の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、主な保険用語の説明等を記載しています。必ずご確認のうえ、大切に保管ください。

ご契約に際して

最低一時払保険料	1契約あたり200万円 上記金額以上の額を、1万円単位でご指定ください。	
最高一時払保険料 (既契約を含む)	契約年齢	最高保険料
	1歳～69歳	30,000万円
	70歳～74歳	25,000万円
	75歳～80歳	15,000万円
被保険者の契約年齢の取扱範囲	1歳～79歳	
責任開始日 (契約日)	申込まれた契約の保障が開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日とします。責任開始日は一時払保険料相当額の領収日となります。	
遺族年金支払特約	遺族年金支払特約を付加する場合、遺族年金の年金支払期間は、5年、10年、20年、30年から選択していただきます。	

※契約年齢は契約基準日における満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下の場合には切り捨て、6ヵ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となります。（例）39歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は40歳です。

取扱いの詳細

死亡給付金等	<p>〈据置期間中〉 責任開始日以後に被保険者が死亡された場合、死亡日における契約者価額または解約払戻金額、一時払保険料のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。</p> <p>〈年金支払開始日以後〉 ・確定年金の場合 死亡日において確定年金期間の残存期間がある場合、残存期間中、年金としてお支払いします。なお、年金にかえて死亡日における残存期間に対する未払年金の現価と請求書のAIGエジソン生命本社受付日における年金一括支払金額のうちいずれか大きい金額を死亡一時金としてお支払いすることも可能です。</p> <p>・保証期間付終身年金 死亡日において保証期間の残存期間がある場合、残存期間中、年金としてお支払いします。なお、年金にかえて死亡日における残存期間に対する未払年金の現価と請求書のAIGエジソン生命本社受付日における年金一括支払金額のうちいずれか大きい金額を死亡一時金としてお支払いすることも可能です。</p> <p>・保証金額付終身年金 年金支払開始時における年金原資額から、既に支払ったか支払うことが確定している年金額の合計を差し引いた残額と請求書のAIGエジソン生命本社受付日における年金一括支払金額のうちいずれか大きい金額を死亡一時金としてお支払いします。ただし、その残額が無い場合は、お支払いはありません。</p>
市場価格調整	<p>市場価格調整とは、解約払戻金または年金一括支払金の計算の際に、解約払戻金または年金一括支払金に対応する資産の時価を反映させる手法のことをいいます。一般的にご契約時よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。</p> <p>〈市場価格調整率の計算例〉 ※市場価格調整率には、上限・下限はありません。</p> <p>・解約払戻金の場合 $\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{契約日に適用されている予定利率}}{1 + \text{解約日に計算される予定利率} + 0.3\%} \times \text{残存月数}^{12}$ </p> <p>※残存月数について（月数未満切上げ） ・年金支払期間予定利率事前確定特約を付加しない場合 解約日から据置期間満了日までの残存月数 ・年金支払期間予定利率事前確定特約を付加した場合 解約日から据置期間満了日までの残存月数÷確定年金期間の月数÷2 注）年金一括支払金の計算の際に使用する市場価格調整率の計算方法は上記解約払戻金の場合とは異なります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</p>

解約払戻金	<p>解約日の契約者価額に所定の市場価格調整率を用いて計算された金額を解約払戻金としてお支払いします。</p> <p>〈解約払戻金の計算について〉 ・解約払戻金額＝ 解約日における契約者価額×（1－市場価格調整率）</p>
年金	<p>申込時にお選びいただける年金種類は、以下の3種類です。ただし、年金支払期間予定利率事前確定特約を付加された場合、確定年金のみの取扱いとなります。</p> <p>・確定年金 年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者の生死にかかわらず、年金をお支払いします。この保険では、年金支払期間は5・10・20・30年から選択できます。</p> <p>・保証期間付終身年金 年金支払開始日以後、保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金をお支払いします。この保険では、保証期間は10年となります。</p> <p>・保証金額付終身年金 年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金をお支払いします。</p> <p>なお、年金の支払累計額が年金支払開始時における年金原資額に達する前に、被保険者が死亡された場合には、その残額と請求書受付日における年金一括支払金額のうちいずれか大きい金額をお支払いします。</p>

特約について

年金支払期間予定利率事前確定特約	<p>ご契約時にこの特約を付加すると、据置期間中および年金支払開始日以後に適用される予定利率が同率となります。なお、この特約を付加した場合、選択できる年金種類は確定年金のみとなります。また、ご契約時に選択された確定年金の年金支払期間の変更およびこの特約のみの解約はお取り扱いいたしません。※この特約を付加した場合に適用される予定利率と付加しなかった場合に適用される予定利率は異なります。</p>
-------------------------	---

その他

配当金	この保険は、無配当保険のため配当金はありません。
増額・減額	この保険は、増額・減額のお扱いはいたしません。

ご契約後は、ご契約者さま専用のコールセンターにより、お問合せ・ご相談にお応えする体制を整えています。

専用ダイヤル 0120-975-611 (フリーコール/通話料無料)
 受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

募集代理店からのお知らせ

- 保険募集を行なうにあたって、募集代理店がお客さまにお取引に関する情報（預金・為替・融資等の情報）を利用させていただく場合があります。また、保険募集を行なった際にお客さまからご提供いただいた情報やご契約内容等の情報を他のお取引に利用させていただく場合があります。
- 「えん熟君」のご契約の成否が、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響することはありません。
- 「えん熟君」は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。生命保険商品は、預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- 「えん熟君」は必ずしも払込保険料相当額が保証されている商品ではありません。また、解約の時期によっては、解約払戻金がわずかな場合があります。
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店宛にご確認ください。

お問合せ(担当者) ※AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。

募集代理店

引受保険会社
AIG AIGエジソン生命
 AIGエジソン生命保険株式会社
 〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
 TEL (03) 6658-6000 (大代表)
 ホームページ <http://www.AIGedison.co.jp>

AIGエジソンの
えん熟君
 一時払新個人年金保険(円建)



募集代理店

引受保険会社
AIG AIGエジソン生命

じゆく えん熟君

使いたい 豊かな老後のために… **年金確定型**※1

守りたい 着実な資産形成のために… **一括可能型**※1

1 予定利率は確定。

ご契約時に適用された据置期間中の予定利率は、据置期間中一定です。年金確定型※1の場合は、年金支払開始日以後の予定利率もご契約時に確定します。
*一時払保険料1,000万円以上のご契約に適用される据置期間中の予定利率は、1,000万円未満のご契約に比べて0.1%高い予定利率となります。

2 年金確定型※1と一括可能型※1の選択が可能。

将来、年金受取を希望される方には、年金確定型※1、将来、一括受取を希望される方には一括可能型※1がおすすめです。

3 受取額は確定。

年金確定型※1の場合には年金額が、一括可能型※1の場合には年金支払開始日の一括受取額がご契約時に確定します。

4 年金種類の選択が可能。

被保険者の契約年齢等によっては、選択できない年金種類および確定年金の年金支払期間があります。

5 死亡給付金を遺族年金として受取れます。

遺族年金支払特約を付加すると、死亡給付金を一時金にかえて所定の年金で受取ることができます。

※1 年金支払期間予定利率事前確定特約を付加した場合を「年金確定型」、付加しない場合を「一括可能型」といいます。

AIGエジソン生命から

契約例	●契約年齢(被保険者)……………	50歳 男性
	●一時払保険料……………	5,000,000円
	●据置期間……………	10年
	●据置期間中の予定利率……………	年金確定型:1.50%(仮定) 一括可能型:1.25%(仮定)
	●年金種類……………	確定年金(10年)

❗ 下記の数値は契約例に基づく仮定の数値ですので、実際のご契約の数値とは異なる場合があります。ご契約の際には、ご契約時に適用される予定利率を必ずご確認ください。

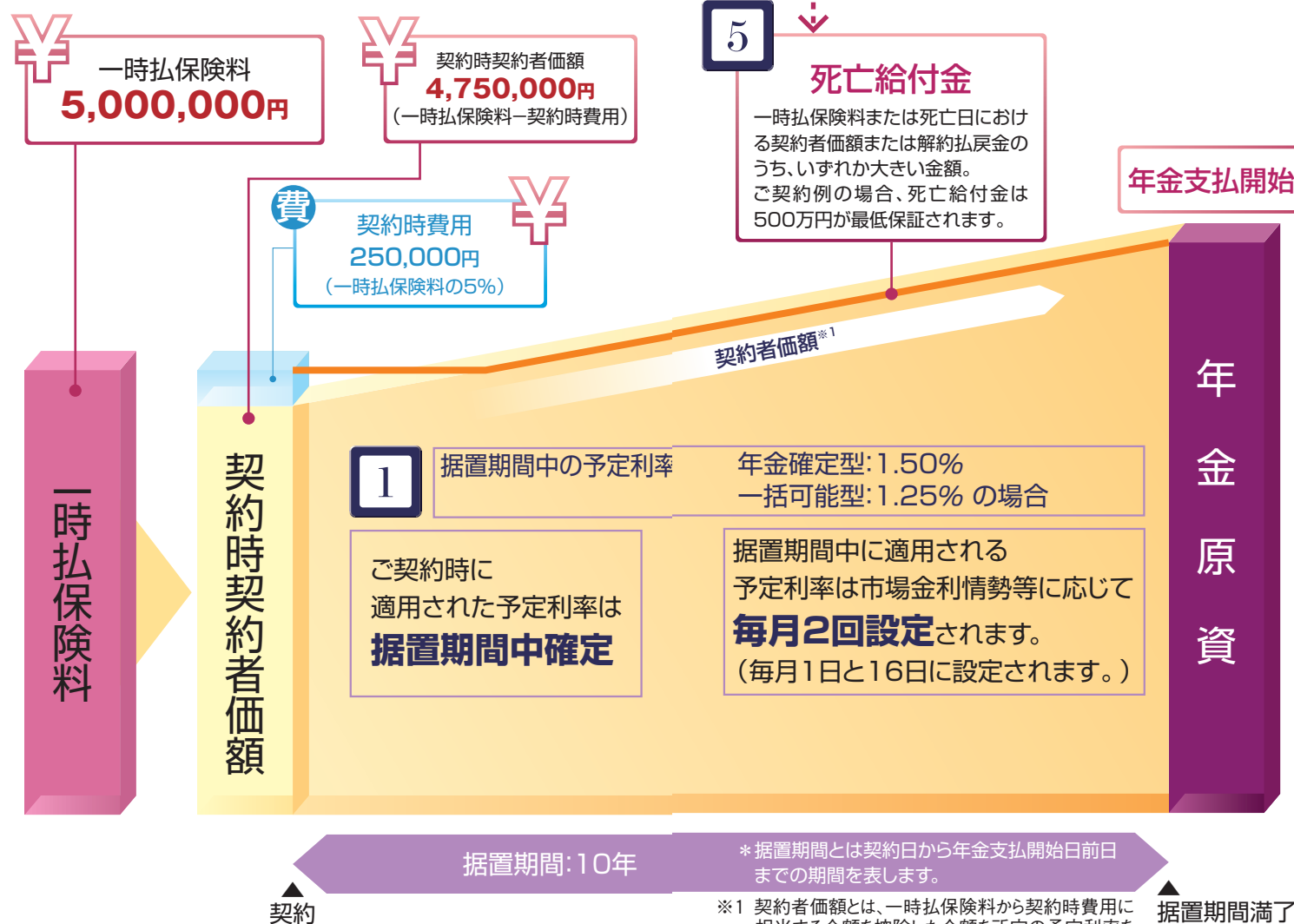
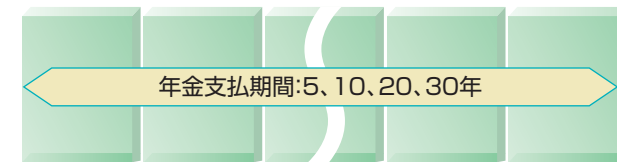
市場金利の変化に対応した商品のご提案。

遺族年金支払特約

この特約を付加すると、死亡給付金を一時金にかえて所定の年金で受取れます。

- 据置期間中の死亡給付金を一時金にかえて、所定の年金(5・10・20・30年確定年金)としてお支払いする特約のことです。
※最低年金額(10万円)に満たない場合には一時金としてお支払いします。
- この特約は、新契約時・据置期間中および死亡給付金支払時に付加することができます。

💡 遺族年金支払特約による年金受取時には年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。また、このほかに基金設定時から年金支払開始時までの維持・管理費用が控除されます。(2007年9月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)



◎予定利率について

- 据置期間中の予定利率 市場金利情勢等に応じて毎月2回(「月初～15日まで」と「16日～月末まで」)適用設定されます。設定された予定利率は契約時から据置期間を通して一定です。なお、一時払保険料・年金支払期間(年金確定型の場合)に応じて、適用される予定利率は異なります。
※ご契約時に適用される予定利率を必ずご確認ください。
- 年金支払開始日以後の予定利率 年金支払開始日に市場金利情勢等に応じて設定されます。設定された予定利率は、年金支払開始時から年金支払期間を通して一定です。ただし、年金確定型の場合は、ご契約時に設定された据置期間中の予定利率と同率となります。

2 ご契約時に選択できます。

☆年金受取を希望される方におすすめ!

年金確定型

ご契約時に年金額が確定しますので、年金(分割)受取を希望される方におすすめです。

☆一括受取を希望される方におすすめ!

年金受取・年金種類の変更も可能です。

一括可能型

ご契約時に年金支払開始日における一括受取額が確定しますので、10年後に一括受取を希望される方におすすめです。

❗ <この商品において特にご注意いただきたい事項>

1. お客さまが支払う諸費用

- (1) 契約時に、契約時費用として保険契約の締結に必要な費用(一時払保険料の5%)が一時払保険料から控除されます。
- (2) 予定利率は、保険契約の維持や死亡保障等に必要な費用を控除して設定されます。
- (3) 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2007年9月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

2. この商品における市場リスク

この保険における解約払戻金額や年金支払開始後の一括支払金額は、市場金利の変動に応じた市場価格調整率が適用されるため変動します。このため、一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この市場金利変動リスクは契約者・受取人に帰属します。ただし、年金支払期間予定利率事前確定特約を付加した場合を除き、年金支払開始日から1ヵ月以内の年金原資の一括支払の場合は、市場価格調整率を適用しません。

市場金利の変化に対応、効果的な運用を行なう資産形成商品『えん熟君』。

2 ご契約時に「年金確定型」、「一括可能型」の選択ができます。

年金確定型の場合

●年金受取の場合（10年確定年金）



① 年金支払開始日に、年金原資を一括で受取る場合、一括受取額は、所定の市場価格調整率により計算されます。なお、市場価格調整率は、一括受取時に決定されます。

特長

3 年金額がご契約時に確定します。

一括可能型よりも一般的に高い予定利率が適用されます。

※年金支払開始日以後に適用される予定利率は、据置期間満了時の市場金利情勢等によっては一括可能型の方が高くなる場合もあります。

4 選択できる年金種類および年金支払期間



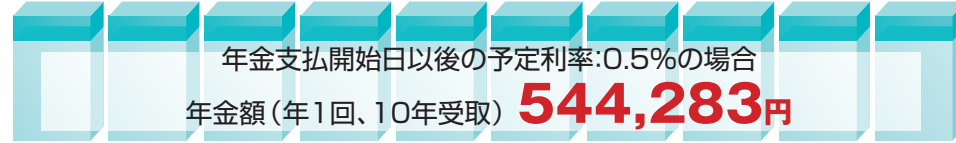
※被保険者の契約年齢によっては、選択できない年金支払期間があります。なお、年金額が10万円未満となる年金支払期間は選択できません。ご契約時に選択された、年金支払期間の変更および年金種類の変更は取扱いいたしません。

一括可能型の場合

●一括受取の場合（年金支払開始日）



●年金受取の場合（10年確定年金）

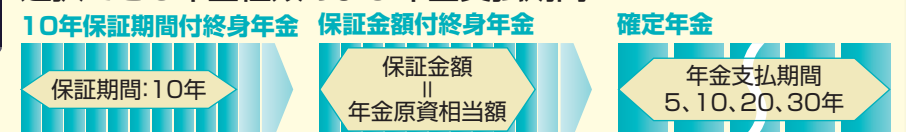


① 年金額は年金支払開始時に設定される予定利率（終身年金の場合は予定利率および予定死亡率）等により決定されるため、契約時には確定していません。※上記年金額は、年金支払開始日以後の予定利率を0.5%（最低保証）と仮定した年金額を表示しています。なお、年金支払開始日以後の予定利率が0.5%よりも高い場合、年金額は、上記年金額よりも多くなります。

特長

3 年金支払開始日における一括受取額がご契約時に確定します。

4 選択できる年金種類および年金支払期間



※被保険者の契約年齢によっては、選択できない年金種類および年金支払期間があります。なお、年金額が10万円未満となる年金種類または年金支払期間は選択できません。

年金種類が変更できます。

年金支払開始日の2週間前までであれば、年金種類や確定年金の年金支払期間の変更ができます。

② 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。（2007年9月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。）

※年金をお受取りになられた場合でも、所定の範囲内で、以後の年金受取にかえて一括で受取ることもできます。ただし、一括受取額は所定の市場価格調整率により計算された金額となります。注）市場価格調整率については、パンフレット最終面をご確認ください。なお、年金支払開始日以後の一括支払についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 死亡給付金
一時払保険料または死亡日における契約者価額または解約払戻金のうち、いずれか大きい金額。遺族年金支払特約を付加することができます。

年金支払開始日

年金原資

契約者価額

年金確定型: 1.50%
一括可能型: 1.25% の場合

据置期間中に適用される予定利率は市場金利情勢等に応じて毎月2回設定されます。（毎月1日と16日に設定されます。）

※据置期間とは契約日から年金支払開始日前日までの期間を表します。

据置期間満了

◎据置期間中における受取額例 ① 中途解約の場合、市場金利の変動に応じた市場価格調整率が適用されるため、解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があります。

■年金確定型（年金支払期間予定利率事前確定特約付加）の場合

経過年数		0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
契約者価額		4,750,000	4,821,250	4,893,569	4,966,972	5,041,477	5,117,099	5,193,856	5,271,763	5,350,840	5,431,102
解約払戻金額	解約時に計算される予定利率 1.90% (+0.4%)	4,284,500	4,379,141	4,475,168	4,573,587	4,674,457	4,777,323	4,882,224	4,989,723	5,099,350	5,211,685
	1.50% (±0.0%)	4,544,325	4,625,989	4,709,570	4,794,121	4,880,653	4,968,191	5,057,776	5,148,930	5,241,682	5,335,514
	1.10% (-0.4%)	4,820,775	4,888,265	4,956,696	5,026,078	5,096,429	5,167,758	5,240,081	5,313,409	5,387,760	5,463,145

■一括可能型（年金支払期間予定利率事前確定特約なし）の場合

経過年数		0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
契約者価額		4,750,000	4,809,375	4,869,492	4,930,361	4,991,990	5,054,390	5,117,570	5,181,540	5,246,309	5,311,888
解約払戻金額	解約時に計算される予定利率 1.65% (+0.4%)	4,433,650	4,520,331	4,608,487	4,698,140	4,789,814	4,883,046	4,978,372	5,075,318	5,174,434	5,275,235
	1.25% (±0.0%)	4,611,300	4,682,888	4,755,545	4,829,288	4,904,130	4,980,090	5,057,182	5,135,942	5,215,355	5,295,952
	0.85% (-0.4%)	4,797,025	4,852,178	4,907,960	4,964,380	5,021,442	5,079,661	5,138,040	5,197,084	5,256,801	5,317,199

※上記数値は、契約例における各経過年数の年始の数値を、各時点に計算される据置期間中の予定利率を仮定して計算した数値ですので、実際の数値とは異なる場合があります。なお、年金確定型の場合、一時払保険料および計算される予定利率等が同一の場合でも、選択された確定年金の年金支払期間によって解約払戻金額は異なります。※解約時に計算される予定利率の右側にある()内の数値は、ご契約時に適用された据置期間中の予定利率との差を表します。